

# 標準報酬制の導入による掛金等の算定方法

～給料月額が同じでも手当等の額によって掛金等の額が異なります～

平成 27 年 10 月から、標準報酬制が導入されますが、制度発足時の標準報酬の月額、平成 27 年 6 月の給料、諸手当等を基に算定し、この標準報酬の月額が、掛金及び給付金に反映します。

このため、『共済だより』5月号でお知らせしましたとおり、これまでの手当率制では、給料月額が同じである場合は、手当等の額にかかわらず掛金等の額は同じでしたが、標準報酬制では、給料月額が同じでも標準報酬の月額によって掛金や給付金の額に違いが生じることになります。

標準報酬制導入前と導入後の具体的な掛金等の比較をすると、次のとおりとなります。

## 標準報酬制導入前後の掛金等の比較

### 平成 27 年 9 月 ● 従来の方法による計算（その月の給料月額を基礎とする。）

給料月額により計算するため、手当等の額にかかわらず、給料月額が同じであれば、掛金等の額も同じになります。

(単位：円)

氏名	給料月額	通勤手当	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	報酬合計	掛金の基礎となる額(給料月額)	短期掛金	介護掛金	長期掛金	保健掛金	掛金等の合計
Aさん	273,100	15,000	26,000	27,000	100,000	441,100	273,100	15,184	1,898	29,491	723	47,296
Bさん	273,100	8,000	13,000	0	50,000	344,100	273,100					
Cさん	273,100	4,000	0	0	10,000	287,100	273,100					

### 平成 27 年 10 月 ● 標準報酬制による計算（平成 27 年 6 月支給の報酬を基礎とする。）

給料月額に手当等も含めて標準報酬の月額を算定するため、給料月額が同じであっても、手当等の額によって掛金等の額は異なります。

(単位：円)

氏名	給料月額	通勤手当	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	報酬合計	標準報酬の月額	短期掛金	介護掛金	厚生年金保険料	退職等年金掛金	保健掛金	掛金等の合計
Aさん	273,100	15,000	26,000	27,000	100,000	441,100	24等級 440,000	19,571	2,446	38,011	3,300	932	64,260
Bさん	273,100	8,000	13,000	0	50,000	344,100	20等級 340,000	15,123	1,890	29,372	2,550	720	49,655
Cさん	273,100	4,000	0	0	10,000	287,100	17等級 280,000	12,454	1,556	24,189	2,100	593	40,892

※便宜上、6月と9月の給料月額、手当等の額は全て同じであると仮定して算定しています。

※標準報酬の月額及び等級については、『共済だより』5月号に折り込んだリーフレットに掲載した標準報酬等級表でご確認ください。

### 参考 平成 27 年 9 月及び 10 月における掛金等の率（見込）

9 月 (単位：%)				10 月 (単位：%)				
短期掛金	介護掛金	長期掛金	保健掛金	短期掛金	介護掛金	厚生年金保険料	退職等年金掛金	保健掛金
55.6	6.95	107.9875	2.65	44.48	5.56	86.39	7.50	2.12

※退職等年金掛金の算定に使用している率は現在未定のため、法定上限の率（7.50%）で計算しています。

標準報酬の月額を算定するにあたり、平成 27 年 6 月の標準報酬の月額が他の月に比べ、著しく高額または低額であるときは、別途一定の算定方法により算定します。この詳細につきましては、現在未定となっております。

また、平成 27 年 7 月から 9 月の間に昇給、通勤手当等の固定的給与（※）に変動があった場合は、変動後の報酬月額を基に標準報酬の月額を算定します。

※標準報酬制では、対象となる報酬は、固定的給与と非固定的給与に区分され、固定的給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等、勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬をいい、非固定的給与とは、固定的給与以外の報酬をいいます。